

子育て支援の充実

◆ 保育園の整備・機能拡充

【保育課】

1 事業の目的

多様化する保育ニーズや、少子化に伴う需要変化に柔軟、かつ効果的・効率的に対応するため、官民協働で、保育需要や配置バランスを考慮した保育環境整備を進めることにより、子育て支援サービスの充実を図る。

2 事業概要

(1) 保育園の整備について

待機児童の解消を図るため、改築期にある既存保育園において定数増を図り、施設の多機能化を行うことや地域の定数調整など、保育需要に対応した施設整備を実施し、保育サービスの提供を図る。

(2) 保育園等の機能拡充について

概 要	(19年度)	⇒	(20年度)
・乳児保育実施園の拡大	69園	⇒	70園 (新設園により受入拡大)
・休日保育実施園の拡大	1園	⇒	2園
・待機児童の解消（定数の増）	6,055人	⇒	6,090人 (うち公立18園：2,110人 ⇒ 1,920人) (うち私立53園：3,945人 ⇒ 4,170人)
・地域子育て支援センター	10カ所	⇒	12カ所 (うち公立：6園 ⇒ 7園) (うち私立：4園 ⇒ 5園)
・病児・病後児保育実施施設の拡大	病児保育 0カ所	⇒	1カ所 (病後児：3カ所)

3 事業スケジュール

- 平成20年度
- ・休日保育実施園の拡大（民間活力の活用）
 - ・待機児童の解消（改築等に伴う定数増）
 - ・地域子育て支援センター（北雀宮保育園、弥生保育園内に新規開設）

◆ 家庭的保育事業（保育ママ制度）の実施

【保育課】

1 目 的

増大する保育需要に対応するため、家庭的雰囲気の中で、子どもの個々に応じた保育を実施する家庭的保育者を配置し、待機児童の解消を図る。

2 概 要

市の認定する保育士等の資格を持つ者（保育ママ）の居宅において、保育所と連携を図りながら、3歳未満の低年齢児の保育を行う。

- ・対象児童：常時保育に欠ける3歳未満の児童
- ・家庭的保育者（保育ママ）の資格：保育士又は看護師の資格を持つ者
- ・受入れ人数：家庭的保育者（保育ママ）1人につき児童3名まで
(但し、補助者をつければ5名まで)
- ・実施場所：家庭的保育者（保育ママ）の居宅内

3 事業スケジュール

平成20年度 保育ママ制度開始

◆ 事業所内保育施設設置促進

【保育課】

1 事業の目的

仕事と子育てが両立でき、安心して子どもを生み育てられる環境の整備をさらに進めるため、新たに補助制度を創設し、事業所内保育施設の設置を促進する。

2 事業概要

- ・対象施設
市内に事業所を有する事業主が新たに設置する、国（財団等）の補助対象とならない小規模な事業所内保育施設（定員5人以上10人未満の施設）
- ・対象経費
施設の建築・設備費、施設の購入費（土地の購入に要する費用は除く）、遊具等の購入費
- ・補助額
上記対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額。ただし、500万円を上限

3 事業スケジュール

平成20年度 ・補助制度の創設・実施

◆ 子どもと親の健康支援の充実

【子ども家庭課】

1 事業の目的

子育てに対する親の不安や経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備するため、子どもを産む親とその子どもに対する支援を充実する。

2 事業概要

(1) こども医療費助成制度の充実

子どもの病気の早期発見と早期治療及び子育て世代の経済的負担の軽減を目的とした「こども医療費助成制度」の制度拡充を図る。

- | | (現在) | | (平成20年度後半) |
|-------|---------|---|------------|
| ・対象者 | 小学3年生まで | → | 小学6年生まで |
| ・現物給付 | 3歳未満 | → | 小学6年生まで |
- ※現行制度では入院についてのみ、小学4年生から小学6年生までを対象としている。(所得制限あり)

(2) 妊婦一般健康診査の充実

妊婦の健康管理, 異常の早期発見, 健診費用の負担軽減を図るため公費負担回数を拡大する。

- | | (平成19年度) | | (平成20年度) |
|---------|----------|---|----------|
| ・公費負担回数 | 5回分 | → | 12回分 |

(3) 特定不妊治療費助成の充実

医療保険適用外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の経済的負担の軽減を図るため, 治療費助成の拡大を実施する。年間2回, 通算5年まで。(所得制限あり)

- | | (平成19年度) | | (平成20年度) |
|-------|----------------------|---|-----------|
| ・助成額 | 上限額10万円/回 | → | 上限額20万円/回 |
| ・助成条件 | 年間2回, 通算5年まで(所得制限あり) | | |

3 事業スケジュール

(1) こども医療費助成制度の充実

平成20年5月～ 関係機関との調整等, 市民等への周知
平成20年度後半 新制度開始

(2) 妊婦一般健康診査の充実

平成20年4月 妊婦一般健康診査公費負担回数を拡大

(3) 特定不妊治療費助成の充実

平成20年4月 特定不妊治療費助成にかかる上限額を拡大